

Ohmi
Net

No.
38
11・12月号

おみネット



BIWA CHAN



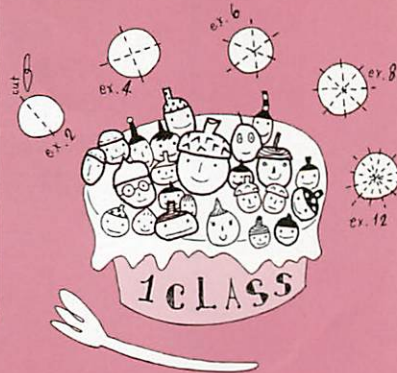
Q1.あなたは、どんな学校を望みますか？

県民377人巻頭アンケート結果

- 良い意味で怖い先生がいてくれる学校。
- 教師と生徒の間に壁がなく本音で話せたり、たわいのないことも話せる学校。
- 尊敬される先生が多い学校。
- 地域や家庭が頼りなくなっている分、学校が小さな社会のように必要があると思う。勉強だけでなく、生活力、人間関係のあり方などを身につけられる場になってほしい。また地域の人々をつなげる場になってほしい。
- 昭和20～30年代の教育は血が通っていたと思います。
- 一言ではいえませんが、型にはめないことでしょうか。あとひとまどめにしないこと。「子どもはこうだ」なんて言わないでほしいです。
- 子どもに気持ちや時間の余裕が持てる学校生活を送ってほしいものです。
- 朝読書(1日約15分程度)を励行する。
- 課外授業や道徳を取り入れ、皆の考えを聞き、また意見したり、協調性、順応性などが学べる環境。
- 学歴社会が崩壊しているのに未だ受験教育で子ども達は魅力を感じていない。障害のある子どもも普通の学校で共に学びあう共生共育の実現。
- 学習はもちろん基本的な事を教える。PC並びに英会話を授業で取り入れる。自然学習(山や海や川等)遠足的な授業を取り入れる。
- 先生の教育がしっかりしている学校。教える人がしっかりしていなければ、そこに通う子どもがしっかりするはずがない。
- 先生も忙しいと思うけど生徒1人1人に目を配って絶対いじめを無くして欲しい。悩んでる子多いはず。
- お友達先生ではなく信頼と尊敬のできる先生がおられて、塾化していない情緒を養える、プライドの持てる学校があればと思います。
- 先生、生徒、保護者みんなが何でも真剣に話しあえる学校。
- 今は犯罪が低年齢化しているので、命の大切さや弱者を守る心が身につくように動物にふれる機会を増やす。
- 子ども達と教師が共に楽しく愉快な、そしてある意味ではリラックスできるような学校を望みます。
- モラルや命、お金、親などの大切さを教える時間がある学校。
- 基礎学力を少人数指導を取り入れて、徹底的に身に付けさせる。子どもの安全な環境。
- 子どもたちに何のために学校へ行かなければならないのかという事をわからせる必要があると思います。
- 助け合うことの大切さを学ぶ時間をつくる。
- 基礎学力をしっかりと身に付けた上で、個々の得意分野をそれぞれに伸ばすことが出来る教育。いじめ等で、個人の芽を摘んでしまうことのないように、道徳面も充実する教育が出来る学校。
- みんなで協力して何かを行なう行事、作業の多い学校。(体育祭・文化祭・クラスで対抗するもの)
- 子どもたちの間でのイジメも犯罪も授業崩壊も全て大人に責任があると思います。学校と保護者の関係をもっと強め、保護者のあり方をもっと教育すべきだと思います。
- 633制度の見直し。小学校は基礎学力と総合学習を中心に。

**望みまますか？
どんな学校を
あなたは**

県民
377人
巻頭アンケートVOL4



◀◀◀ 中面につづく

淡海ネットワークセンター

淡海ネットワークセンターは、県内の市民活動、NPOをサポート・ネットワークしています。

最近、市民団体、市民活動団体という言葉があまり聞かなくなった。それだけNPOという言葉が一般的に使われるようになったからだとと言える。特定非営利活動促進法ができる前は、NPOというよりも市民活動団体、市民団体、市民公益団体などと呼ぶことが当たり前で、市民活動に関わる人には市民活動団体は、それだけ馴染みの深い言葉だったはずだ。

何も今流行のNPOという言葉を使うのを悪いと言っているわけではない。NPOが普及することにより、市民活動への理解が進んできたと思われる反面、この言葉を使うことによって、NPOが持つ「市民性」が忘れられてきてはいないかということが気になるのである。特定非営利活動という言葉には、市民性ということは微塵も感じられないし、官製NPO、企業NPO、業界NPOなど、市民性のないNPO法人が数多くできているのも、法律の名称によるところの影響が少なからずあると考えられる。

NPOという言葉が流行した背景には、市民活動に対する行政の見方も大きく影響しているような気がする。行政、特にNPO法人の所轄庁である都道府県にとっては、行政サービスの対象としての住民を「府民」「県民」などのような言葉で表してきた。また、市民という言葉に対するある種の嫌悪感もあってか、都道府県行政において市民という言葉はほとんど使われてこなかった。そうした中で、市民活動団体に代わるNPO、市民活動に代わるNPO活動という表現が都道府県行政を中心に積極的に使われた影響はかなり大きいと言える。

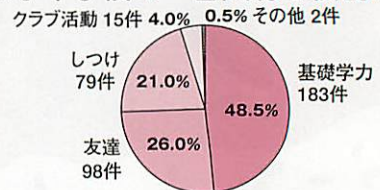
NPOは本来、市民活動団体よりも広範な組織を指すので、市民活動に関わる人は、自分たちの活動を市民活動、自分たちの組織を市民活動団体と叫び続けていかないと、NPOが市民活動団体のことを指しているのだと思わない風潮がますます大きくなる恐れがある。NPOだと威張るのではなく、市民性すなわち、市民が主体的に関わっている、市民のための、そして市民に開かれているという活動であり、団体なのだということを社会に訴えていくことが市民活動に関わる人に求められているのである。



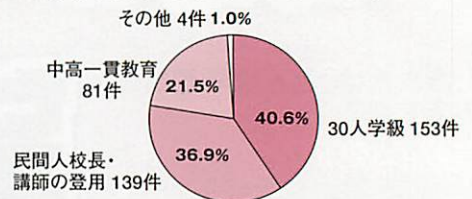
あなたはどんな学校を望みますか？ 県民377人巻頭アンケート結果

▶▶▶ 表紙よりつづき

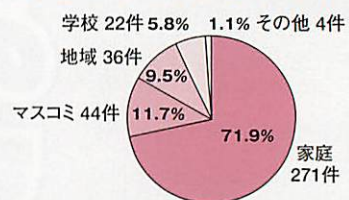
Q2.小中学校の一番大切な役割は？



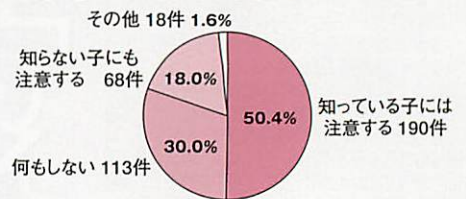
Q3.学校改革をすすめるなら？



Q4.子どものモラル低下の原因は？



Q5.子どもの喫煙を見つけたら？



アンケート：携帯情報メール発信会社「j2メール」協力
県民：377名 (回答人数) 男性：157名 女性：180名 性別不明：40名
10代：21名 20代：132名 30代：90名 40代：37名 50代：21名 60代：2名 70代：1名 年齢不明：73名

【1月号のアンケート】
次回1月号は男女共同参画をテーマにした巻頭アンケートを実施します。読者の皆さんもぜひ、アンケートにご協力ください。詳しくは「センターインフォメーション」をご覧ください。

CONTENTS

NPOってナニ?... ①

第16回 NPOにおける市民性
阿部圭宏 (NPO市民熱人代表)

特集・Oh!Me!Eyes... ②

KIRARI★INTERVIEW... ③

私たち「きらり」輝いています!NPO
●子どもくらぶ「たんぽぽ」(在住外国人支援)
●スペースwill(教育)
●びわ湖江友会(文化)

がんばれ!NPO 応援団... ⑤

【めとと★コラボ】
【マネジメント講座Q&A】
【ONLY ONE リレーエッセイ】
【スローグッズ探検隊】

行って来て見て情報BOX
11月・12月 ⑨

特定非営利活動促進法制定 五年目を迎えての 県内NPO法人の動き

特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）が施行されて、この十二月で五年を迎えます。県内の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）も二〇〇三年九月十八日現在、滋賀県認証分）を数え、社会的な役割もますます重要になってきています。

今回の「おつみネット」では、法施行五年目を迎えての県内NPO法人の動きについて見てみたいと思います。

●県内NPO法人の概況

滋賀県県民文化課NPO活動促進室の資料によると、県内のNPO法人認証数は一九九九年度の十二法人から年を追うごとに増え、二〇〇三年九月十八日現在一三九法人が認証を受けています（滋賀県認証分）。法人の活動分野では「まちづくりの推進を図る活動」が最も多く、ついで「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」となっています。所在地で見ると大津市、草津市、彦根市の順に多く、市部（八市）で六九%を占めています。

●アンケート調査より

今回の特集にあたり、淡海ネットワークセンターでは県内のNPO法人にアンケートをお願いしました。その結果をここでご紹介したいと思います。

◎アンケート対象…二〇〇三年八月末現在、滋賀県より認証を受けた二六法人に対し、滋賀県NPO活動促進室のホームページに掲載されている各法人の事務

所あてにアンケート用紙を郵送したところ、九月三日のしめきりまでに四四法人から回答が寄せられました（回収率三四・九%）。

◎アンケートの内容…質問項目は大きく分けて六つ（一・活動について 二・組織について 三・財政状況について 四・特定非営利活動法人の取得について 五・行政との関係について 六・淡海ネットワークセンターについて）で、それぞれについて、小項目を設け回答いただきました。

●調査結果の概要

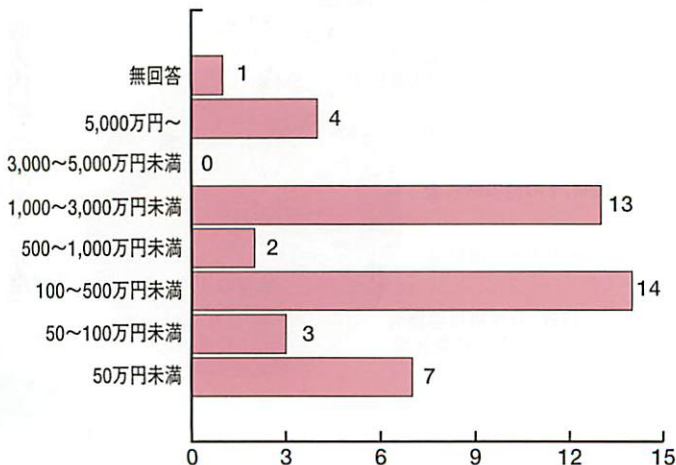
◎活動分野

特定非営利活動十七分野のうち、定款で定めている事業についてたずねたところ、ほとんどの法人が複数の事業を定款で定めていた。そのうち、特に主となる分野についてたずねたところ、「保健医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「環境の保全を図る活



財政状況

<図1>



動」を主とする法人が多かった。

◎事務所の保有状況

「専用の事務所(室)を借りている」が二〇法人で最も多く、特に「保健医療または福祉の増進を図る活動」を主とする法人では回答二四法人中十五法人が専用の事務所を有していた。次いで「メンバーや会員の個人宅や勤務先等に事務局(連絡先)をおいている」が十五法人。このほか「公民館、社協、ボランティアセンター等の公共施設内に事務局(連絡先)をおいている」「専用の事務所(室)を保有している」「その他(他の団体事務所に間借り)」という回答であった。

◎法人の事務局スタッフ(注1)

常勤有給職員がいる法人は十七法人で六三人、常勤無給職員がいるのは一〇法人で三二人、非常勤有給職員を有する法人は一九法人で一六五人、非常勤無給職員を有する法人は二八法人で一六九人であった(法人数は延べ数)。なお、「保健医療または福祉の増進を図る活動」を主とする法人では、有給スタッフの比率が七五%であったのに対し、それ以外の法人では八%と格差が大きい。

◎二〇〇三年度における財政規模(支出) ※図1

五〇万円未満:七法人 五〇〇〇〇〇万円未満:三法人 一〇〇〇〇〇〇万円未満:十四法人 五〇〇〇〇〇〇〇万円未満:二法人 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇万円未満:十三法人 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇万円未満:四法人であった。

なお、一〇〇〇万円以上の財政規模を有する法人はすべて「保健医療または福祉の増進を図る活動」を主とする法人であった。

◎二〇〇三年度の収入内訳 ※図2

収入内訳のうち高い割合を占めるのは順に
一・事業収入 二・会費 ほか業務委託費、補助金、助成金などであった。

◎法人格取得前に任意団体として活動していたか

「活動していた」が三〇法人、「活動していない」が十四法人であった。

◎法人格取得理由 ※表3

回答は別表のとおりで、法人格取得により対外的な信用度が高まり、責任ある体制になるとした回答が多かった。また、行政の信頼を得やすくなると回答したところも多かった。

◎NPO法人になってよかった点

法人格取得理由同様、対外的な信用度が高まったと回答したところが多かった。

◎法人になる前に予想しなかった点、法人格取得後悪かった点(困った点)

共通した意見として、税制面での優遇がない点と事務処理量の増加という回答が多かった。また、行政の信頼を得られると期待したが、期待したほどではなかったという回答も見られた。

【回答例】

- ・仕事量が増えた
- ・事業の展開に資金がついて行かない
- ・NPO法人がまだまだ世間に理解されていない
- ・税金・税制(優遇措置がない、社会福祉法人と同じ事業をしても課税など)
- ・NPO法人の増加に伴い、不正を行うNPO法人が出てきて社会に不信
- ・資金の借入
- ・会計ほか事務の負担
- ・助成金を取りやすいと思っただが実際はそうでなかった
- ・事務手続き
- ・行政職員にNPO法人に対する理解・認識の差がありすぎる

◎行政との関係

- ・行政の施策についてたずねたところその結果は次のとおり。
- ・現在の施策は不十分:十五
- ・現在の施策はよくわからない:十五
- ・充分ではないが満足いくレベル:七
- ・充分である:一

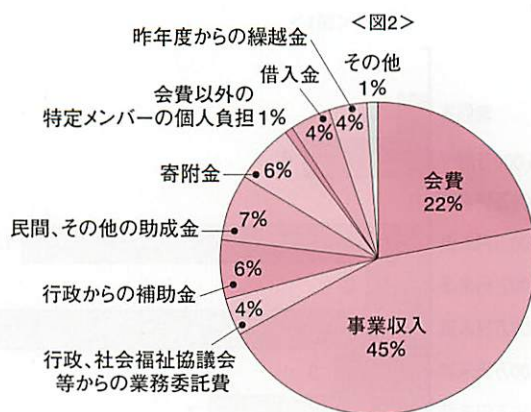
◎行政からどんな支援が必要か

「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで

<表3>

1	営利目的でないことを理解してもらえるから	23
2	不動産登記や預貯金口座を団体名で開設できるから	7
3	契約が団体名義でできるから	4
4	委託事業が受けやすくなるから	10
5	会員や協力者が得やすくなるから	18
6	寄付金や助成金などの援助が受けやすくなるから	18
7	収益を伴う活動・事業が行いやすくなるから	7
8	対外的な信用度が高まるから	25
9	事務局職員の身分保障が安定するから	2
10	権利・義務が明確となり責任ある体制となるから	18
11	税制上の優遇措置を受けるため	2
12	行政の信頼を得やすいから	13
13	他の公益法人をめざしたが条件が厳しいから	3
14	その他	3

NPO法人格の取得理由



収入内訳 (二〇〇三年度)

注1: 常勤スタッフ=日常的に事務局業務に関わる人(週30時間程度以上を目安) 非常勤スタッフ=左記以外の人

■まとめにかえて

今回のアンケートは残念ながら回答数も少なく、この結果で県内のNPO法人の実態をすべて表すものではありません。しかし、一面を見ていただけたと思います。

NPO法はそれまで任意団体として活動してきた市民活動団体に対し法人格取得への道を拓いたある意味画期的な法律です。その効果は近年のNPO法人の大幅な増加、また「NPO」ということばを広く世間に知らせることもなりました。反面、「NPO法人でない」とNPOでないという誤解が生まれたことや、当初議論されていた「市民活動促進法」が「特定非営利活動促進法」という名称に変わったため、「市民参加」「市民性」という面よりも「非営利性」が強調され、当初の議論から少し離れてきているようにも思います。「悪貨は良貨を駆逐する」にならないよう、市民一人ひとりが見る眼を養って「NPO法」をよりよいものにしていくことが大切です。

(事務局：川勝六四)

■インタビュー

しみんふくし滋賀 専務理事
福井 富美さん



○NPO法が施行され5年が経過しましたが…?

法施行前から任意団体として活動していたので、NPO法人になっても大きな変化はありません。しかし社会的信用度は上がったと実感しています。介護保険が導入されてからは指定事業者になり、行政からの委託や助成も受けられるようになりました。

○法人化してよかった点、又は困った点はありましたか?

一般的には事務の繁雑さが言われますが、任意団体の時から会計処理もしっかりとしていたので組織としてデメリットと言うほどのものではありませんでした。法人化することは社会的信用を得られると同時に社会に対し責任を負うということを強く意識し、常に設立時の趣旨を自分達で確認し合って活動しています。

○行政との協働について

行政との協働はまだまだこれからという感じで、現状は安く使えるという感覚が行政にあると思います。今後は、介護の必要がなく健康寿命を全うするための健康体操などを、行政に提案したいと考えています。

【回答例】

- ・ 協働とはどういうことか互いに話し合うことが必要
- ・ NPO活動促進室だけでなく、各局ともNPOに関心を持ち施策を打ち出し「協働」して欲しい
- ・ NPOの自立・自己責任を側面的にささげるとともに必要なときには必要な援助をお願いしたい
- ・ 市民の活動(動き)を見ることが大事
- ・ 種々の活動情報や行政制度のわかる情報提供をしていただきたい
- ・ 「協働」というが現実には「タダで使える便利な団体」程度の認識しかないのではないかと思わざるを得ない施策
- ・ 一人でも多くの行政関係者がNPOの使命、現場を

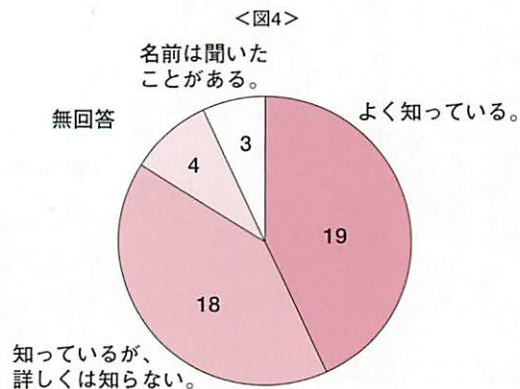
「行政において活動への理解と協力を促すための広報・普及活動」「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」という回答が多かった。

◎行政に求めること(自由記述)についての意見を集約すると、「活動の現場を見て、活動を理解して欲しい」とか、また行政の考える「協働」とNPO側の認識に差があるのか、「協働」について疑問の声が多かった

◎淡海ネットワークセンターについて ※図4

知ったうえで「協働」を行うよう希望する
 ・ 法制化されていないような先進的な活動に対しての資金援助が必要
 ・ 行政も生活の視点を持つこと大切
 ・ NPO活動を出向職員として短期間経験していただき、NPO活動の必要性を知っていただきたい
 ・ NPOと市民との協働がこれからのまちづくり・人づくりにも最も意味のある時代になっていることを認識していただきたい

「淡海ネットワークセンターについて知っていますか」という設問に対し、「よく知っている」十八法人 「知っているが詳しくは知らない」十八法人 「知っているが、詳しくは知らない」十八法人 「名前を聞いたことがある」三法人 「名前を聞いたことがある」三法人 「知らない」四法人 「何をしているか情報が届かない(よく知らない)」六法人で、その他の意見として「駐車場代が高い」というものがあった。



淡海ネットワークセンターについて

私たち

KIRARI★INTERVIEW

きらり輝いています！ NPO



地域でボランティア活動を広めようと奮闘しているあなた、新たにNPO活動を立ち上げて琵琶湖のまわりを走りまわっている君、「淡海」というフィールドで、静かだけどどこか「きらり！」と輝いているボランティア活動や市民活動で活躍されているNPOの皆さんをご紹介します。

「子どもたちの笑顔が消えないように」 外国籍児童の母語教育をサポート

在住外国人支援 子どもくらぶ「たんぽぽ」

在住外国人児童を支援する子どもくらぶ「たんぽぽ」。「ポ」は「ポルトガル語」を意味します。活動のきっかけは設立メンバーの一人が学校でみた外国籍児童の悲惨な状況でした。子どもたちは親とともにやって来た日本で、言葉の壁から勉強ができなくなり、自信をなくし、自分の文化をも否定してしまう。そんな子どもたちを解放し、自信を取り戻させる場としての居場所づくりと日本語指導が当初の活動でした。その後、いじめや言葉の問題など様々な理由から学校を離れてしまう子どもたちの学習支援の場ともなりました。しかし現在の活動は、意外にも子どもたちへ



●代表の吉村美智子さん

の母語教育が中心です。親の長期滞在・定住化に伴い、日本生まれの子どもたちが増えましたが、両親は仕事で忙しく、家庭内での会話がなく母語教育ができない。そのため母国の言葉や文化を自ら否定してしまうという問題が起きているからです。不就学・未就学の子が少なくなく進学もままならないという現実から、外国籍児童を取り巻く状況を改善するため、今年七月には外国籍児童の置かれた状況を改善するよう滋賀県議会に四項目の陳情書も提出しました。



●「子どもの権利条約」を批准した先進国の大人として、「学習権保障を求める陳情書」を滋賀県議会に7月7日提出。

「たんぽぽ」がなくなることが理想です」とスタッフの仲さん。しかし現実には「たんぽぽ」を必要とする児童が増え、今のスタッフでは手が一杯です。「言葉は関係ありません。子どもが好きで、継続して活動に参加して頂ける地域の方」に活動のお手伝いを頂ければ」と代表の吉村さん。取材の終わる頃、小学低学年の子どもがにぎやかにやって来ました。みんな明るく元気いっぱい。この子どもたちの笑顔が消えないようにできることはあるはずです。

(編集ボランティア 青木 伸子)



●リアンテルミ ハタノさん



●仲兎生さん

子どもくらぶ「たんぽぽ」
代表●吉村美智子
設立●1999年5月
会員数●12名
連絡先●090-1905-0027
e-mail : tampopo@digibo.tv

文化 びわ湖江友会



●2001年に米原で開催された第1回「江州音頭フェスタinしが」の会場風景。



●滋賀県江州音頭普及会が製作したCD「江州音頭」¥1,300。踊りの図解入り。

滋賀県人なら誰もが一度は耳にし、目にしたことのある江州音頭ですが、踊れる人は年々少なくなってきたようです。「姉妹都市友好交流二〇周年で、ブラジルへ行ったときに、わずか一〇分の指導で一人の人がひとつの輪になって踊ったときの感激、忘れられません。江州音頭は国を越えて

夢は「びわ湖ホールで開催する江州音頭の全国大会」

ひとつになれる、すばらしい県の宝だと感激しました」と語る山崎美江子さんは「二代目櫻川貴美子」の名を持つ音頭取りとして江州音頭を広めるために奮闘してきました。県域では「江州音頭普及会」があり、山崎さんが代表の江友会も含めて約四〇団体加盟しています。山崎さんは普及会の役員として二年がかりで江州音頭普及と保存のために音頭の歌詞や踊りの振りもつけたCDを作成、市販にこぎつけました。また、普及会が中心になって「新世紀江州音頭の創造」実行委員会を結成し、幼稚園児から大学生、

今日に至るまでの道は険しく、自分たちの活動を学校や行政に理解してもらえないことも。それでも活動を続けられてきたのは、信頼で成り立っているボランティアスタッフの学生や地域の人々をはじめ多くの支えがあり、とりわけ子どもたちが未来に向かって歩み出し、輝いていく姿を確認できることがあったからです。「私たちは何よりも子どもたちの気持ちを大切にしたい。その存在を最優先に考えていきたい」。松浦さんのその言葉に、子どもが育つことの意味がどれほど重いかを感じました。

「江差追分」で町おこしをしている北海道の江差町をヒントに、江州音頭の全国大会をびわ湖ホールで開催するのが私の夢」と山崎さん。夢は熱意で現実になりそうです。（編集ボランティア 大山純子）



●代表の山崎さん

びわ湖江友会

代表●山崎美江子
設立●1996年
メンバー●11名
連絡先●彦根市清崎町846
TEL & FAX : 0749-25-0849
e-mail : vez00620@nifty.com

教育 スペースwill (ウィル)

子どもたちの気持ちを大切に 不登校生の学習と生活を支援

「私たちは、未来を生きる子どもたちの助動詞でありたい。だから『will』なんです」と代表の松浦弘美さん。年々増加している不登校生のサポートをはじめ、今年、社会的な重要性や今日までの活動が認められ、今年、淡海文化振興財団「第一回おうみNPO活動基金助成事業」に選ばれ、NPOとして本格的な活動をスタートしました。元教諭経歴を経て、自宅で学習塾を開設。その時、家の中に閉じこもって不登校になっている子どもと、その子たちにどう対応すれば良いかわからずに苦しんでいる家族の存在を知り、心のケアやサポートをして助けたいと思ったことが活動の始まりです。学習権の保障とともに、

家に引きこもる子どもたちが、たとえ一歩でも外に足をふみ出すきっかけになればとの願いで開設した「学習サークル」。各自の勉強場所でもあり、居場所にもなっています。また、教員やカウンセラーを目指す大学生たちが、子どもたちと同じ目線に立って語り、遊び、寄り添い支えていく「メンタルサポーター派遣」は自宅まで出向いていきます。このほか、電話での「教育相談ほっとネット」などの事業も行っています。



●スペースwillで勉強を教えている風景。



●「子どもたちが合意できるまで、大学までサポートする」と話す松浦弘美さん。

「子どもたちが合意できるまで、大学までサポートする」と話す松浦弘美さん。その存在を最優先に考えていきたい。松浦さんのその言葉に、子どもが育つことの意味がどれほど重いかを感じました。

スペースwill

代表●松浦弘美
設立●1998年
活動メンバー●8名
連絡先●蒲生郡竜王町岡屋1242-2
TEL : 0748-58-1783



●代表の松浦さん

リレーエッセイ

「みんなの家」



NPO法人子育てサポート
おうみはちまんすくすく

伊藤 幸枝さん

私には寝起きしている家と、もうひとつの、出会いの場としての家がある。週のうちほぼ5日、愛用の赤い自転車を操ってその家へ通う。屋号は通称「すくすくの館」と親んでもらっている。子育ての、あらゆる一時的な手助けを行う事業を柱として、赤ちゃんから90歳近い年齢の人たちが、入れ替わって出入りし、くらしの小さな支え合いを組んでいる。

旧市街地の古い町家。向こう3軒両隣りに見守られて、町内会のおつき合いのある、心地よい家。借り物の道具類や、もらい受けた物がごちゃごちゃあって、どれが自前の机か、棚か……。人や物や、ころろが行き交うもうひとつの家づくりに、寄ってらっしゃいな…。

CAP 滋賀の
小林 明子 さんです。

助成財団や行政からの助成や補助も重要な資金源になりますから、審査を恐れずに果敢に挑戦してみることでしょう。獲得できなくても勉強だ、というくらいの気持ちで。

行政からの委託も含めて収益事業による収入はNPOの大きな資金となりますが、事業を営むにはマネジメントに関する知識や経験が必要ですし、下手をすると赤字になるリスクもありますから周到な準備が必要です。しかし長期的に安定した資金を得ていくには時間をかけて収益が得られる事業を育てていくことも大切です。

また、寄付税制については、アメリカでは個人の寄付がNPOの活動を広く支えています。日本では残念ながらそのような状況とはいえません。個人が特定公益増進法人や認定NPO法人などへ「特定寄付金」と認められる寄付をした場合には、下記の算式に基づいて寄付金控除（所得控除）が得られます。しかしその他のNPOに寄付した場合には一般の寄付金とされ所得控除などの優遇策はありません。個人の寄付について優遇を広げることが今後のNPO支援にとって重要な課題となっています。

寄付金控除の計算方法

(所得金額の25%または特定寄付金の額のいずれか少ない額) - (1万円) = 寄付金控除額



▼マスコミを農業振興に活用。新聞40回、テレビ3回、ラジオ2回/昨年度実績。



▲ニゴロブナの減少に少しでも歯止めをかけようと環境こだわり田で自然の力をかりて育成。

水ギョウザなど数々のヒット

商品も松井改良普及員の指導によるもの。「新商品は、どこにでもあるようなものではダメ。アイデアが勝負」との意見でした。

「今後は、隣接する南浜ぶどう園の農家に宿泊し、生産から販売までを疑似体験できるツアー等、消費者と生産者がより密度の濃い交流を図りたい。」と自ら滋賀県第1号のグリーン・ツーリズムインストラクター資格を取得。さらに、観光や福祉・国際交流など他のジャンルとの連携を模索しながら、地域農業を元気にするネットワークづくりを進めたいとの抱負を持っておられます。

【問】産直びわ「みずべの里」

湖北地域振興局環境農政部農業振興課

(湖北地域農業改良普及センター)

TEL.0749-65-6629 FAX.0749-65-5867

スローグッズ探検隊

NPO団体が開発した人や自然にやさしい商品をご紹介します!



みんなで歌おう
「チャリティの歌」

「パンをわけよう」
「夢をのせて」
「愛のプレゼント」
の3曲収録

価格：1,800円（税別）※販売価格の一部はNPO支援に使われます。

インターネット上で買い物をする時、同時にチャリティ（寄付）ができるというサイト「チャリティネット」を運営し、NPOを支援している特定非営利活動法人ジャパンウェイ。日本でもっとチャリティを普及させたいと、このほど一般から歌詞を募集して「チャリティの歌」CDを作成、発売されました。収録されているのは「パンをわけよう」「夢をのせて」「愛のプレゼント」の3曲で、いずれも歌詞を公募して作られたもの。そして現在、この歌を歌って広げる「歌うボランティア」を募集中です。地域の集会やイベントでチャリティの歌を歌うというボランティアで、登録すると、CDが1枚プレゼントされます。自慢のことでボランティアできるなんて、ユニークですね。

★「チャリティネット」ホームページでCDの購入申し込みを受け付けています。

<http://www.charity.ne.jp/>

【問】特定非営利活動法人ジャパンウェイ

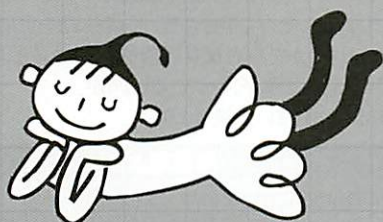
〒600-8585 京都市下京区烏丸通松原下の五条烏丸町398

TEL: 075-344-4331 FAX: 075-352-8310



がんばれ!NPO 応援団

市民活動を元気にする情報コーナー



おらみネット マネジメント講座Q&A

市民活動を継続させるためのワンポイントアドバイス。
★お聞きになりたい質問を受け付けています。

質問：NPOの活動資金を増やすにはどうすればよいでしょうか。また個人がNPOに寄付した場合、何か税の優遇が受けられますか。

回答：NPOの活動資金で一般的に考えられるのは、会費、受取寄付、他からの助成金・補助金収入、収益事業による収入があります。多くの方から支えられているという観点から言えば、それぞれの収入が均等になれば理想ですが、現実には、すべての項目について収入を増やそうとするよりも、自分のNPOが得意とするものに力を入れていくのが得策でしょう。

基本的にはミッションに賛同してくれる会員を増やすことが第一です。これは会費収入を増やすだけでなく、活動を広げていくことができるからです。寄付を集めることは今の経済情勢の下では困難を伴いますが、地道に自分のNPOの活動をPRし活動への共感を得ることと、寄付する側にとってのメリットをしっかりと把握して訴えていくことを忘れてはなりません。アメリカではNPOの理事の重要な職務は寄付集めにあるといわれるくらいです。

めとてとコラボ

市民と行政、市民と企業などの、新しい市民協働(パートナーシップ)のカタチを紹介します。

農産物直売所を通じ、「環境」「体験」「地産地消」をキーワードに、消費者と生産者の交流を推進したい。

.....産直びわ「みずべの里」



恒例の「菜の花畑」
迷路スタンプラリー



▲改良普及員の松井賢一さん



▲産直びわ「みずべの里」/営業時間9時~17時 TEL.0749-72-5212 水曜休

湖北地域農業改良普及センター管内には8つの常設農産物直売所があります。中でも「産直びわ・みずべの里」(びわ町南浜)は、県の「癒しのための農村」感興整備事業などを活用し今どき農園&ビアガーデン、同時多発テロ追悼ひまわりコンテスト等ユニークなイベントを展開しています。例えば「環境こだわり米」田んぼの100株オーナーでは、近畿一円へ参加者募集し、農薬・化学肥料を従来の半分にした稲作り(田植え~稲刈り・ハサ掛け)や親子環境学習会を開催。

除草剤を使わず雑草を手取りするなど米作りの大変さを実感することで「環境こだわり米」の人気は急上昇しました。

この企画を提案・運営支援をしているのが「湖北地域農業改良普及センター」と言う県の機関です。担当する松井改良普及員は、「農業技術指導」だけでなく「直売所の運営支援」も指導されています。新規特産物のPRのため新聞、テレビが注目するネタを仕込んでマスコミを最大限活用することを持論としておられます。その成果が実を結び、昨年度の売上は、1億5千万円(対前年比147%)と飛躍的に伸び、今年度の目標は2億円とか。「どれだけ良い農産物を栽培しても売れなければダメ!販売方法が確立して初めて農家を元気にできるのです。」

また、併設の加工施設では、主婦たちが新鮮野菜を使った地元のお総菜や、春の味「めはりめし」、中国人留学生手作り

1月・2月の掲示板 情報募集中!

日時・場所・問合せ先等を明記の上、12月8日までにEメール、FAXまたは郵便でセンターまでお寄せください。

助成金情報

寄附金付お年玉付郵便切手の寄附金の配分を受ける団体を募集します

内容●平成16年用として発行する寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加される寄附金の配分を受けようとする団体の公募資格●(1) 営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること。具体的には、次のような団体が該当します。
・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
・更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項に規定する更生保護法人
・民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人(社団法人、財団法人)
・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)
・第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO)等
ただし、団体の名称に特定の営利企業の名称や略称を冠している団体、又は過去5年間連続して配分を受けている団体(申請に係る事業と同一の事業を行っている団体が当該申請団体以外にない場合又は同事業を他の団体が代替できない場合を除く)には配分できません。
申請受付期間●11月28日(金)まで
URL:http://www.post.japanpost.jp/whats_new/2003/topics/kifu/apply.htm

平成16年度JATA環境基金「地球にやさしい市民活動支援助成」

内容●「環境と観光の両立」という地球規模の課題への解決に向けて、自然環境の持続的な利用並びに地域の健全な発展を願い、旅行者が訪問する地域における自然及び文化遺産の保護活動、並びに環境に配慮した観光の発展に寄与している市民活動に対して助成を行います。
対象事業●(1)自然や文化遺産を保護する事業(2)環境に配慮した観光の発展に寄与する事業
対象団体●下記要件を全て満たす団体を対象とします。
(1)市民主導のボランティア団体であること(NPO法人格の有無は問いません。但し行政、社団法人、財団法人、学校・PTA、観光協会等諸機関、並びに地域自治会、商店会等諸団体については、対象外とします)
(2)活動場所が国内外の観光地内にあること(「その地域の自然や文化遺産の観光を主目的として、多くの旅行者が訪問する地域」とします)
(3)日本国内に事務所を有していること
(4)海外活動に対する助成を申請する団体の場合は、NPO法人格を有していること
募集期間●11月1日(土)～12月20日(土)(消印有効)
【問】JATA環境基金事務局 住所:〒105-0013 東京都港区浜松町1-27-9新浜松町ビル6階 セブン環境NPOセンター内 担当:高木(たかき)
TEL:03-5777-0387 FAX:03-3435-1065
e-mail:ecofund@jata-net.or.jp URL:<http://www.jata-net.or.jp>

平成16年度(第10回)キリン福祉財団

公募助成募集要項 対象団体●地域福祉活動を目的とする民間団体で、法人格の有無は問いません。 対象事業●「地域における子育て支援ボランティア活動」に対し助成。「地域」、「子育て」、「ボランティア活動」がキーワードとなります。次に該当する場合は、「対象外」とします。・職員の人件費、事務所の家賃、備品・機器の購入等、組織運営のための経常的費用。・専門家グループ委託によるコンサート、演劇などの開催費。・外部委託が著しいコーディネーター的業務。
申込み●12月1日(月)まで(当日消印有効) 申込方法●「公募助成申込書」(3枚)に必要事項記入・捺印のうえ、添付書類と共に弊財団事務局宛に郵送下さい。なお郵送いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承下さい。
※公募助成申込書類一式は、弊財団のホームページからダウンロードできます。
【問】(財)キリン福祉財団事務局 住所:〒104-8288 東京都中央区新川2丁目10番1号 TEL:03-5540-3522 FAX:03-5540-3525
URL:<http://www.kirin.co.jp/foundation/>

ハウジングアンドコミュニティ財団

第12回「住まいとコミュニティづくり活動助成事業」公募
内容●民間非営利団体による住まいとコミュニティづくりについての先駆的・創造的な活動への助成を行います。意欲に満ちた方々のご応募を期待します。
公募期間●12月1日(月)まで(12月1日必着:11月30日までの消印有効)
【問】(財)ハウジングアンドコミュニティ財団「活動助成係」
住所:〒107-0052東京都港区赤坂1-5-11 新虎ノ門ビル5F
TEL:03-3586-4869 FAX:03-3586-3823
URL:<http://www.tokyoweb.or.jp/housingandcommunity/>

いつも情報誌「おうみネット」をお送りいただきましてありがとうございます。 VOICE
近頃 気がつきましたが 印刷の色が強くて必要なページを白黒コピーして使用したいと試みますと黒くなってしまいます。薄めにコピー機を調整は致しますが 折角の情報誌ですからまず、読み易い色調にさせていただけないでしょうか。アンケート結果が2ページに分けてありますが1ページに書かれていれば、コピーは一枚で済みます。また、関連情報は続けて読みたいと考えるのは私だけでしょうか。せめて半分に分けて読むことを想定されるならば、1,2ページのどちらかを左右反対に割り付けられると、電車の中などでも読み易いと考えますが、いかかでしょうか。(近江八幡市にお住まいの読者より)

事務局より

ご意見ありがとうございます。
印刷の色につきましては、37号からは少し背景色を薄くするよう変更させていただきました。メリハリのあるデザインを目指している関係上、なにとぞご了承ください。
アンケートに関しましては、35号より「おうみネット」のレイアウトを変えた際、表紙アンケートとその集計を掲載することに決めたため、デザインおよびスペースの関係でページを分けて掲載することにしました。頂いたご意見は、今後より読みやすい誌面に変えていくための参考とさせていただきます。

滋賀会館シネマホール 12月の上映予定

※12月の上映期間は3日～21日です。

「フリーダ」
「名もなきアフリカの地で」
「デブラ・ウィンガーを探して」
「アカルイミライ」
「わたしのグランパ」
「PICNIC」

※各作品の上映期間は未定です。

・各回入替制 ・上映時間・料金はお問い合わせ下さい。
TEL:077-522-6191 滋賀会館シネマホール

チケットプレゼント

◆リクエスト受付中!
上映してほしい作品名と住所、氏名、電話番号を記入の上、ハガキ、ファックス、または電子メールで淡海ネットワークセンターまでお送りください。抽選で3組6名の方に、滋賀会館シネマホール映画鑑賞券をプレゼントいたします。

クローズアップ・情報BOX



邦楽劇「サブロー伝説」

忍者の祖と言われる、伝説の甲賀三郎をミュージカル化。3年前より公演をスタートしたほか、「サブロー」グッズや絵本、忍者ゆかりの町との交流など幅広い活動を通して、甲南町の文化芸術の向上とまちづくりに貢献しています。
今回は音楽に邦楽を、そして振付にダンスと日

舞を取り入れ、「邦楽劇」としてさらなる挑戦をしています。「箏」や「尺八」など日本古来の楽器で奏でるミュージカルで、邦楽に親しんでみませんか?

11月16日(日) 13:00～
場所●甲南町 忍の里プラザ
入場料●1,000円(大人・子ども共通)
【問】邦楽劇サブロー伝説実行委員会事務局
TEL・FAX:0748-86-4158



イベント情報

長浜おやこ劇場 第103回例会「かいけつゾロ」

▶ 11月14日(金) 19:00~
 場所●長浜市民会館
 参加費●会員無料
 一般ペア2,500円 大人2,000円 ども1,000円
 ※会員募集中!
 【問】長浜おやこ劇場
 TEL:0749-64-1527
 (月~金9:00~13:00)

大津管弦楽団 第104回定期演奏会

▶ 11月16日(日) 14:00~16:00
 場所●大津市民会館大ホール
 参加費●一般1,000円
 (当日1,300円ほか)
 【問】大津管弦楽団
 TEL:077-533-4485(小濱)

蜂谷清香 愛の「絵ことば」の世界展

▶ 11月30日(日) 15:00まで開催中
 内容●ここから湧き出た愛のことばに
 かわいい絵をそえた愛の絵ことばの
 展示会です。
 場所●近江八幡・白雲館1F
 ※入場無料
 【問】近江八幡観光物産協会
 TEL:0748-32-6181
 ※詳しくはHP「うたしえの世界」を
 ご覧ください。
 URL:http://www.h4.dion.ne.jp/utashie/

森と友だちになって、 森と一緒に「絵本」を作ろう!!!

▶ 12月6日(土)・7日(日) 11:00~16:00
 内容●自然を楽しみながら、世界に
 たった一冊の絵本づくりを体験します
 場所●河辺いきもの森
 定員●30名(先着順・要事前申込)
 参加費●1,000円
 【問】環境レイカーズ
 TEL:0748-37-4567(島川)
 e-mail:c-much@mx.biwa.ne.jp

勉強会・交流会

児童文学創作講座

内容●書くよこび、書く楽しさなど書く
 ことの本質をとらえながら、「、」「。」の
 使用方法などの方法についても具体的に
 学ぶ。
 ☆11月6日(木)「原稿用紙に向か
 ってさあ書いてみよう」
 ☆12月4日(木)「実作指導」
 ☆1月8日(木)「実作指導」
 時間はいずれも13:00~16:00
 場所●守山市立図書館2F
 参加費●1,000円(受付にいた
 だきます)
 【問】子どもと本の交叉点
 TEL:077-572-4734(大西)

男性のジェンダー学講座 「いきいき男性講座」

内容●「男のくせに」とか「男だから」
 に縛られていませんか? 自分らしく、
 素敵に、魅力的に生きていくには…。
 職場や家庭・地域でいきいき暮らす
 ために自分の生き方を考えてみませ
 んか?
 ☆第2回「戦前の男、戦後の男、そして今の男」
 講師●早川洋行さん
 (滋賀大学教育学部助教)
 日時●11月15日(土)13:30~15:30
 ☆第3回「身近な人と仲良くするには
 ~おとこの新コミュニケーション術~」
 講師●中村 正夫さん
 (フリーライター)
 日時●11月29日(土)16:00~
 19:00(オープン参加)
 参加定員●50名
 参加費●無料
 会場●滋賀県立男女共同参画センター
 ※託児をご希望の方は3日前まで
 にお申込みください。
 【問】滋賀県立男女共同参画センター
 G-NETしが
 住所:〒523-0891 近江八幡市鷹飼
 町80-4
 TEL:0748-37-3751
 FAX:0748-37-5770
 e-mail:g-net@mx.biwa.ne.jp

潰瘍性大腸炎・クローン病医療講演会 (滋賀IBD第13回医療講演会)

▶ 11月16日(日) 13:00~
 内容●「潰瘍性大腸炎・クローン病
 の内科的治療法~基礎から最新療法
 まで~」
 講師●滋賀医科大学医学部附属病院
 佐々木雅也医師 辻川知之医師
 場所●米原町中央公民館
 (JR米原駅徒歩6分)
 入場料●無料
 【問】滋賀IBD
 TEL:077-548-2217
 (<呼>滋賀医大消化器内科 佐々木医師)
 URL:http://www.geocities.jp/cresta5000/
 e-mail:cresta5000@ybb.ne.jp

プチセミナー「NPOってなあに?」

▶ 11月27日(木) 19:00~
 場所●野洲図書館ホール
 参加費●無料
 【問】NPOはじめて委員会
 TEL:077-587-6087 FAX:077-586-3677

シニアを楽しむ集い

▶ 11月30日(日) 10:00~
 内容●アフガニスタンへより確実に
 現地に届く支援活動を続ける西垣敬
 子氏を迎えてお話しと交歓会
 場所●大津市生涯学習センター視聴覚室
 参加費●700円
 【問】しなやかシニアの会
 TEL・FAX:077-534-5087

心理学から親子関係 “こころの回復”を学ぶ

▶ 毎週月曜日13:30~
 内容●親と子(対応と接し方)段階
 に応じた援助法と実践。授業後、グ
 ループミーティング
 ※相談にも応じます
 参加費●500円
 場所●草津市立まちづくりセンター
 申込み●前日までに電話またはファクスで
 【問】不登校・ひきこもり滋養父母サポート会
 TEL/FAX:077-567-1160

参加者募集

滋賀の県紙を育てる 読者の会 会員募集

みんなで作る新聞社では、県紙創刊
 への取り組みに対し、広く県民の皆
 さんに参加していただくために「滋
 賀の県紙を育てる読者の会」を設立
 します。
 ・みんなで新しいメディアをすることに
 共感していただける方
 ・その活動を応援していただける方
 ・新聞づくりに参加していただける方
 を募集します。
 詳しくはお問い合わせ下さい。
 【問】「滋賀の県紙を育てる読者の会」事務局
 TEL:077-523-6417
 FAX:077-522-6955

「まちなかトーク」参加者募集中!

内容●暮らしの中のあらゆる疑問や
 意見について、毎回テーマを決めて
 語り合う企画です。老若男女問わず、
 自由に発言しあれこれやとと論議
 を煮詰める場です。
 日時●毎月第1・3水曜日19:00~20:30
 場所●ひとの駅(地域通貨おうみ委員会)
 JR琵琶湖線「草津」駅東口から徒歩
 約10分 本陣商店街内
 参加料●300円(=3おうみ。地域
 通貨「おうみ」も使えます) 飲み物
 &お菓子付き
 【問】(特)地域通貨おうみ委員会
 TEL:077-562-1153

文庫交流会20周年事業

☆「長谷川楨子講演会」
 日時●11月26日(水)10:00~
 場所●大津市立図書館3F視聴覚ホール
 参加費●300円
 ※託児あり(先着10名)
 ☆「降矢なな絵本原画展」
 日時●11月26日(水)~30日(日)
 場所●大津市立図書館展示ホール
 【問】文庫交流会
 TEL:077-525-7496(乾)

日本・パキスタン学生ヒマラヤ植林 ワークショップ inパキスタン 参加者募集

期間●2004年3月19日~2004年4月2日
 開催地●パキスタン共和国、ノーザン
 エリア北部、バルチスタン地方中心
 都市スカルド
 事業概要●日本とスカルドのカレ
 ジ学生、ハイスクール生徒の交流(植
 林、学校訪問、交流集会、遺跡見学、
 伝統織物見学等)
 テーマ●(1)植林--ヒマラヤ北部の
 乾燥した大地に植林する
 (2)砂漠化、温暖化の地球を見つめ
 自分達にできることを考える。
 (3)伝統文化や歴史遺産の価値を
 認識し、相互理解を深める。
 参加資格●大学・大学院・専門学校
 募集人員●10名
 参加費用●15万円(「国際交流基金」
 と「緑の募金」の助成を受けています)
 問合せ・申込み先●下記のNPO法人ヒマ
 ラヤン・グリーンクラブ各地区代表へ
 事務所:〒520-0851 大津市唐橋町
 7-411レユニオン保井201
 TEL&FAX:077-534-0984
 不在時は 御池吉道(事務局長)
 TEL&FAX:077-537-0564
 URL:http://www11.ocn.ne.jp/hgc/nimalayan.html
 e-mail:hgc@soleil.ocn.ne.jp

国際援助協力をお願い 中古のスパイクシューズ、 トレーニングシューズをご寄付下さい

内容●ボランティアグループ「オリ
 ーブ」では、南米パラグアイで陸上競技
 にがんばっている青少年のために、
 使わなくなったスパイク・トレー
 ニングシューズを集めて送る計画をたて
 ています。パラグアイの普通の人が
 スパイクシューズを手に入れるのは
 至難のわざ、たまたま売っていても、
 値段が高すぎてとて買えるものでは
 ないということです。裸足で走って
 いるたくさん子どもたち、青年た
 ちに夢を与えるために…ぜひご協
 力ください。よろしく願います。サ
 イズは問いません。
 期限●11月30日(日)まで
 収集場所●
 草津市立まちづくりセンター
 (077-562-9240)
 草津コミュニティ支援センター
 (077-563-0932)
 に収集ボックスがあります。
 【問】オリーブ代表 恩地美和
 TEL:077-565-9215



おうみNPO活動基金に1,000,000円を寄付

このたび、生活協同組合コープしが様より、NPO活動支援のための「おうみNPO活動基金」に1,000,000円のご寄付をいただくことになり、去る9月22日に「生活協同組合コープしが創立10周年記念式典」会場において贈呈式が行われました。

貴重な浄財をお寄せくださいましたコープしが組合員ならびに関係者の皆さまに対しまして、深く感謝申し上げます。



おうみ市民活動交流会を開催します！

今回のテーマ「連携の可能性をさぐる」

日時：12月14日（日）13：00～

場所：ライズヴィル都賀山（守山駅前）

※詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

おうみネット 「ホームページ作成講座」開催

NPO・市民活動団体の情報発信を支援するためホームページ作成講座を開催します。

日時：11月19日（水）・26日（水）・12月3日（水）・10日（水）

（午前コース）9：00～12：00

（午後コース）13：00～16：00

対象者：NPO・市民活動団体で活動する方
パソコンによる基本操作ができ、インターネットを利用している方

（本講座ではパソコンの基本操作説明はしません）

定員：各コースとも10名（定員を超える場合抽選）

※応募人数が5名に満たないときは開講しません。

申込締切：11月15日（土）

※託児希望の方は事前にお申し込み下さい（無料）

参加費：3,000円（テキスト代別）

※参加ご希望の方はお名前・所属（あれば）・希望コース・（託児が必要であればその旨）・ご連絡先を記入のうえセンターまでお申し込み下さい。

2003年度版 「淡海NPOデータファイル」発行

県内のNPO・市民活動団体の情報を掲載した「淡海NPOデータファイル」の2003年度版ができました。

ご希望の方はセンターまでお問い合わせ下さい。

1冊700円（送料別）

おうみNPO活動基金 公開プレゼンテーションのお知らせ

2004年おうみNPO活動基金助成事業1次審査通過団体による公開プレゼンテーション

日時：12月7日（日）10：00～

場所：ピアザ淡海県民交流センター207会議室

※詳しくはセンターまでお問い合わせ下さい。

県外活動団体交流会参加者募集

和歌山県熊野で活動する市民活動団体と交流します

日時：11月29日（土）～30日（日）1泊2日

※参加費等詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

ブックレットVol.20発行しました！

【電子ネットワークとNPO】

～藤前干凧に学ぶ情報社会の広報戦術～

このブックレットは、淡海ネットワークセンターが開催する講演会や講座などの記録を取りまとめたシリーズで発行するものです。

1冊 300円（送料別）

※お申し込みはセンターまで。

編集後記

江州音頭が大好きで、結婚して大阪から滋賀へ来たのも何かの縁と、夏になれば団地の納涼祭で踊りまくる私。（江州音頭が大阪に伝わって河内音頭になったこと、ご存じですか）江州音頭がもっともっと広まってほしい。「さら、しっかりせえ！」というかけ声は自分自身に掛けているのかも…（編集ボランティア 大山）

「外国籍の子ども達の学校での悲惨な状況。それが、その子達の日本の印象になるのが怖い。」とスタッフは言う。国際化においてきほりをくった子どもが「たんぼポ」に出会えてよかった。そして、紹介しておいて妙だが、早く「たんぼポ」がなくなることを願う。（編集ボランティア 青木）

多くの人に支えられて生きている人、自分たち。今日ある私たちの最初は、みんな子どもだった。こんなに当たり前で単純なこと。当時子どもだったころ心で感じていたこと。思っていたこと。風景。いつまでも無ささないで大切にしたい。（編集ボランティア 山川）

昨年とほぼ同じ120団体が参加した「第5回おうみ市民活動屋台村」は、好天に恵まれて開催できました。主体的に集まった実行委員の方々と4か月間の検討と準備によって、昨年とは異なった試みもいくつか実施でき、反省もありますが成果も得られました。皆で経験を共有しましょう。ありがとうございます。（光）

1月号のアンケート

アンケートにご回答いただける方は、性別・年齢をご記入の上、ハガキ、ファックス、または電子メールで下記までご送付ください。住所・氏名をご記入いただいた方には抽選で粗品をプレゼントいたします。アンケート締切：1月末日

Q1／「夫は外で働き、妻は家庭を守る」をどう思いますか？

a.賛成 b.反対 c.どちらとも言えない

Q2／保育園で子どもが熱を出しました。

あなたの家では誰が迎えに行きますか？

a.夫 b.妻 c.家族 d.知人 e.その他

Q3／「男女差別」を一番感じるのとはどんなこと？

a.社会的地位 b.就職 c.セクハラ
d.家庭での役割 e.その他



Q4／男女がともに働きやすくするために一番必要なことは？

a.家事の分担 b.保育所&制度の充実
c.上司の理解 d.ボランティアの充実 e.その他

Q5／男女がともに、イキイキするために必要なことは？

（例：小さいときから、男の子にも家の手伝いをさせる・自治会長にも女性を抜擢する。）

淡海ネットワークセンター

（財）淡海文化振興財団

■〒520-0801 大津市におの浜1-1-20

■TEL 077-524-8440 ■FAX 077-524-8442

■http://www.biwa.ne.jp/~ohmi-net

■E-mail:ohmi-net@mx.biwa.ne.jp

ご利用日時●月曜日と祝日の翌日を除く毎日（12/29～1/3を除く）

火～金曜日/9:00～19:00 土・日曜日、祝日/9:00～17:00

●淡海ネットワークセンターの情報交流誌「おうみネット」は次のところに配布しています。

・各地域振興局、県情報室、県内図書館、琵琶湖博物館、男女共同参画センター、文化産業交流会館、陶芸の森、草津まちづくりセンター、県社協ボランティアセンター、大津市生涯学習センター、ささらホール、滋賀銀行、郵便局（ボランティア貯金窓口）、公民館など

